



2026 年 10 月 6 日

各 位

会 社 名：サツドラホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長ＣＥＯ 富 山 浩 樹
(コード番号 3544 東証スタンダード・札証)
問合せ先：取締役ＣＦＯ 小 西 憲 明
(ＴＥＬ． 0 1 1 - 7 8 8 - 5 1 6 6)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、2026 年 11 月 6 日に当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集すること、本臨時株主総会に第 1 号議案「株式併合の件」及び第 2 号議案「定款一部変更の件」をそれぞれ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下「札幌証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026 年 11 月 6 日から 2026 年 11 月 24 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 11 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I. 株式併合について

1. 株式併合を行う目的及び理由

当社が 2026 年 6 月 19 日付で公表いたしました「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（2026 年 7 月 17 日付で公表いたしました「(変更)「ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含み、以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、テラ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場へ上場している当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

なお、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本取引は、①本公開買付け、②本公開買付けの成立を条件として、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社の代表取締役社長ＣＥＯである富山浩樹氏（以下「富山氏」といいます。）が代表取締役を務める富山氏及びその親族の資産管理会社であり、当社の筆頭株主である株式会社トミーコーポレーション（以下「トミーコーポレーション」といいます。）が所有する当社株式（以下「本不応募株式」といいます。）及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に、当社の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとするために当社が行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）、③本株式併合の完了後に実施予定の、本株式併合における併合比率の逆数となる比率又はトミーコーポレーション及び公開買付者の間で別途合意する比率による当社株式の分割（以下「本株式分割」といいます。）、並びに、本株式分割の完了後に実施予定の、当社による本不応募株式の一部取得（以下「本自己株式取得」といいます。）、④本自己株式取得の完了後に実施予定の、公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）、⑤公開買付者の発行済株式の全てを所有するルナ株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）を株式交換完全親会社、公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）からそれぞれ構成され、最終的に公開買付者親会社の株主を、株式会社丸の内キャピタル（以

下「丸の内キャピタル」といいます。)が無限責任組合員として管理・運営する丸の内キャピタル第三号投資事業有限責任組合及びMarunouchi Global Fund III L.P. (以下、総称して「丸の内キャピタルファンド」といいます。)並びにトミーコーポレーションとすることが企図されているとのことです。

その後、当社が2026年8月4日付で公表いたしました「テラ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、2026年6月22日から2026年8月3日まで本公開買付けを行い、その結果、2026年8月10日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式7,290,251株(議決権所有割合(注1):52.90%)を所有するに至りました。

(注1)「議決権所有割合」は、当社が2026年9月18日付で公表した2027年5月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2026年8月15日現在の当社の発行済株式総数(14,236,564株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(456,302株)を控除した株式数(13,780,262株)に係る議決権の数(137,802個)を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下の記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

(i) 検討体制の構築の経緯

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2026年4月3日に富山氏及び丸の内キャピタル(以下、富山氏と丸の内キャピタルを総称して「提案者」といいます。)から本取引の目的や本取引に係るスキーム、スケジュールを記載した法的拘束力を有しない意向を表明する提案書(以下「本提案書」といいます。)を受領したことを踏まえ、本取引に関する具体的な検討を開始いたしました。

その後、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本取引に関して検討を進めるにあたり、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、当社の取締役10名のうち、富山氏を除く9名が2026年4月3日開催の当社取締役会の審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により、公開買付者、公開買付者親会社、提案者、トミーコーポレーション及び丸の内キャピタルファンド(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)並びに当社グループ(当社及び連結子会社7社の計8社(本日現在)により構成される企業グループをいいます。以下同じです。)から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)を、公開買付関連当事者及び当社グループから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)を、それぞれ選任し、公開買付関連当事者及び当社グループから独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築いたしました。

(注2)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が公開買付けの対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付けの対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

また、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反が存在すること等を踏まえ、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、当社取締役会の意思決定過程における

恣意性を排除し、本取引の公正性、透明性及び客観性を担保するために、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の法的助言を踏まえ、2026年4月3日開催の当社取締役会において、本取引の成否及び公開買付関連当事者並びに当社グループから独立した委員によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を決議し、本取引を検討するための体制を構築いたしました。本特別委員会の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。

なお、当社は、本特別委員会に付与された権限（権限の具体的な内容については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）に基づき、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「② 当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、2026年4月8日開催の本特別委員会において、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けております。加えて、当社は、提案者から2026年4月3日付で本提案書を受領して以降、公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲（富山氏以外の取締役全員及び当社従業員8名）及びその職務を含みます。）を当社の社内に構築するとともに、2026年4月8日開催の本特別委員会において、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けております。本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。

（ii）検討・交渉の経緯

上記「(i) 検討体制の構築の経緯」の検討体制の下、当社は、当社の経営環境及び事業の状況等を踏まえ、本取引の是非や本公開買付価格を含む本取引の諸条件の妥当性について、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づき、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びブルータス・コンサルティングからの助言も随時受けながら、提案者との間で継続的に協議及び交渉を行い、慎重に検討を行ってまいりました。

具体的には、当社は、2026年5月18日に、提案者より、本公開買付価格を1,000円（同日の前営業日である2026年5月15日の当社株式の終値813円に対して23.00%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値869円に対して15.07%、直近3ヶ月間の終値単純平均値861円に対して16.14%、直近6ヶ月間の終値単純平均値845円に対して18.34%のプレミアムを加えた価格）とする旨の初回の価格提案を受領いたしました。これに対して、2026年5月19日、当社及び本特別委員会は、当該提案価格は、事業計画を踏まえた当社の本源的価値との関係において著しく不十分であり、当社の一般株主にとって十分な価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年5月27日、提案者より、本公開買付価格を1,100円（同日の前営業日である2026年5月26日の当社株式の終値825円に対して33.33%、直近1ヶ月間の終値単純平均値848円に対して29.72%、直近3ヶ月間の終値単純平均値853円に対して28.96%、直近6ヶ月間の終値単純平均値845円に対して30.18%のプレミアムを加えた価格）に引き上げる旨の第2回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年5月29日、当該提案価格は、事業計画を踏まえた当社の本源的価値との関係において著しく不十分であり、当社の一般株主にとって十分な価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年6月3日、提案者より、本公開買付価格を1,150円（同日の前営業日である2026年6月2日の当社株式の終値823円に対して39.73%、直近1ヶ月間の終値単純平均値837円に対して37.40%、直近3ヶ月間の終値単純平均値850円に対して35.29%、直近6ヶ月間の終値単純平均値845円に対して36.09%のプレミアムを加えた価格）に引き上げる旨の第3回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、同日、当該提案価格は、事業計画を踏まえた当社の本源的価値との関係において依然として著しく不十分であり、当社の一般株主にとって十分な価格とは到底いえないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年6月5日、提案者より、本公開買付価格を1,175円（同日の前営業日である2026年6月4日の当社株式の終値830円に対して41.57%、直近1ヶ月間の終値単純平均値836円に対して40.55%、直近3ヶ月間の終値単純平均値849円に対して38.40%、直近6ヶ月間の終値単純平均値845円に対して39.05%のプレミアムを加えた価格）に引き上げる旨の第4回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年6月8日、当該提案価格は、事業計画を踏まえた当社の本源的価値との関係において依然として著しく不十分であり、当社の一般株主にとって十分な価格とは到底いえず、また、当該提案価格は現時点において議論の俎上となる基準に達していないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年6月9日、提案者より、本公開買付価格を1,190円（同日の前営業日である2026年6月8日の当社株式の終値830円に対して43.37%、直近1ヶ月間の終値単純平均値831円に対して43.20%、直近3ヶ月間の終値単純平均値849円に対して40.16%、直近6ヶ月間の終値単純平均値846円に対して40.66%のプレミアムを加えた価格）に引き上げる旨の第5回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年6月10日、当該提案価格は、事業計画を踏まえた当社の本源的価値との関係において依然として著しく不十分であり、当社の一般株主にとって十分な価格とは到底いえず、また、当該提案価格は現時点において引き続き議論の俎上となる基準に達していないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年6月11日、提案者より、本公開買付価格を1,205円（同日である2026年6月11日の当社株式の終値847円に対して42.27%、直近1ヶ月間の終値単純平均値830円に対して45.18%、直近3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して42.10%、直近6ヶ月間の終値単純平均値846円に対して42.43%のプレミアムを加えた価格）に引き上げる旨の第6回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年6月14日、当該提案価格は、一定の配慮がなされたと考えるものの、事業計画を踏まえた当社の本源的価値との関係において依然として不十分であり、当社の一般株主にとって十分な価格とはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年6月15日、提案者より、本公開買付価格を1,215円（同日の前営業日である2026年6月12日の当社株式の終値841円に対して44.47%、直近1ヶ月間の終値単純平均値828円に対して46.74%、直近3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して43.28%、直近6ヶ月間の終値単純平均値847円に対して43.45%のプレミアムを加えた価格）に最大限引き上げており、提案者としては、これ以上の提案価格の引上げは困難なものと考えている旨の第7回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2026年6月16日、当該提案価格は、事業計画を踏まえた当社の本源的価値との関係において依然として不十分であり、当社の一般株主にとって十分な価格とはいえないとして、本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年6月17日、提案者より、本公開買付価格を1,220円（同日の前営業日である2026年6月16日の当社株式の終値837円に対して45.76%、直近1ヶ月間の終値単純平均値827円に対して47.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して43.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値847円に対して44.04%のプレミアムを加えた価格）に最大限引き上げている旨、当該提案価格は本取引を当社の今後の事業運営及び中長期的な企業価値向上に資する取引とすべく、真摯かつ総合的に最大限検討した結果であり、当社の本源的価値を最大限考慮し、また、一般株主の利益に十分配慮したものである旨及び提案者としては、これ以上の提案価格の引上げは困難なものと考えており、当該提案を最終提案とする旨の第8回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、同日、これ以上の提案価格の引上げが困難なものとなっている中で公開買付価格の一層の引上げを要請するために本公開

買付価格を1,250円とする提案をし、本取引のようなマネジメント・バイアウト（MBO）においては、買付者と当社の一般株主において構造的な利益相反関係が存在するため、より慎重な判断が必要となると考えているとして、本取引による企業価値向上策を勘案した当社の本源的価値を再度真摯に検討した上での本公開買付価格の再検討を要請いたしました。

その後、2026年6月18日、提案者より、本公開買付価格を再度1,220円（同日の前営業日である2026年6月17日の当社株式の終値835円に対して46.11%、直近1ヶ月間の終値単純平均値827円に対して47.52%、直近3ヶ月間の終値単純平均値848円に対して43.87%、直近6ヶ月間の終値単純平均値847円に対して44.04%のプレミアムを加えた価格）とする旨、当該提案価格は本取引を当社の今後の事業運営及び中長期的な企業価値向上に資する取引とすべく、真摯かつ総合的に最大限検討した結果であり、当社の本源的価値を最大限考慮し、また、一般株主の利益に十分配慮したものである旨及び提案者としては、これ以上の提案価格の引上げは困難なものと考えており、当該提案価格を最終の検討結果として再度提案する旨の第9回目の価格提案を受領いたしました。これに対して、当社は、同日、当該提案の内容を本特別委員会において検討した結果、本公開買付価格1株当たり1,220円は、当社として本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断し、本公開買付価格を1株当たり1,220円とすることに応諾する旨の回答をいたしました。

その後、当社は、2026年7月10日、公開買付者から、本公開買付価格を1,220円から1,260円へ変更すること（以下「本価格変更」といいます。）を予定している旨の伝達を受けました。

（iii）判断の内容

以上の経緯の下、当社は、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2026年6月18日付で答申書（以下「6月18日付答申書」といい、本特別委員会から2026年7月16日付で提出を受けた追加答申書（以下「7月16日付追加答申書」といいます。）と併せて「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「（3）本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言並びにプルータス・コンサルティングから2026年6月18日付で提出を受けた当社株式の価値算定結果に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付価格（1,220円）が当社の一般株主にとって財務的見地から公正であると考える旨のフェアネス・オピニオン（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された6月18日付答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は公正なものか等の観点から、以下の点等を含め慎重に協議及び検討を行いました。

当社グループは、北海道を地盤としてドラッグストア・調剤薬局の運営を行うリテール事業を中核に、北海道共通ポイントカード「EZOCA」を基盤とする地域マーケティング事業・決済サービス事業を展開しております。リテール事業においては、北海道内のドラッグストア・調剤薬局の店舗に加え、訪日外国人観光客の需要を取り込むインバウンド向け店舗も運営しております。「健康で明るい社会の実現に貢献する」をミッションに、「ドラッグストアビジネスから地域コネクティッドビジネスへ」をビジョンに掲げ、「モノを売る」だけの小売から「モノ×サービス」を提供する事業へと進化することで、地域に関わるあらゆるヒト・モノ・コトをつなぎ、北海道における地域生活インフラとしての役割を担うことを目指しております。

当社グループを取り巻く経営環境は、近年急速に変化しており、当社グループは以下のとおり構造的な経営課題に直面しております。

(a) ドラッグストア業界における再編・大型化の急速な進展

ドラッグストア業界においては、各社の積極出店や品揃え拡大により市場規模が拡大する一方で、M&Aによる業界再編・大型化（上位企業への集中）により、上位企業と競合した際の仕入交渉力や人材獲得力の低下など、スーパー、ホームセンター、コンビニなどの業界の垣根を越えた競争の激化は否めず、さらに既存企業間の出店競争の激化も続いております。これに伴い、規模に裏付けられた仕入交渉力、物流・システム投資余力、人材確保力の差異が拡大しており、当社が北海道市場における競争優位を維持するためには、業務プロセス、コスト構造の抜本的な見直しによる安定的な収益基盤の構築が不可欠の状況にあります。

(b) 北海道経済の構造的課題

当社グループが事業基盤を置く北海道は、全国を上回るスピードで人口減少及び少子高齢化が進行しており、商圈縮小及び慢性的な人手不足は、当社グループの中長期的な収益基盤に対する重大なリスクとなっております。また、人口動態の変化を踏まえた出店戦略の見直し及び店舗フォーマットの最適化を要する状況にあります。

(c) 既存事業におけるコスト上昇と収益性の課題

物価上昇や、賃上げに伴う人件費の増加、エネルギーコストの上昇等により、既存店舗の収益性は悪化しており、当社の規模では小売業界における価格転嫁力にも限界がある状況にあります。当該状況に対応するためには、プライベートブランド戦略の強化、仕入条件の改善、商品 MIX の高度化（カテゴリーごとの集客力と荒利率の違いを踏まえた品揃え・売場構成の最適化により、全体の荒利率を確保する取組み）、本部機能の集約・効率化（当社グループ各社に重複して存在する経理・総務・コールセンター等の間接部門を集約し、重複する固定費を削減するとともに業務の標準化を図る取組み）、業務プロセス改革（BPR）を通じたコスト構造の見直し等を、相応のスピード感をもって実行する必要があります。なお、訪日外国人観光客需要については、コロナ禍を経て既に正常化しており、当社グループの売上の一定割合を支える要素となっておりますが、為替動向や渡航規制など外部要因に左右される性質を有しており、これに過度に依存することなく自律的な収益基盤を構築していくことが、重要な経営課題となっております。

(d) 「地域コネクティッドビジネス」への転換に向けた事業基盤の高度化

当社グループのビジョンである「ドラッグストアビジネスから地域コネクティッドビジネスへ」の実現に向けては、EZOCA 経済圏のさらなる拡大、自治体・地域企業との連携・協定の拡充、新規事業領域への展開等を推進する必要があります。これらは収益貢献の本格化までに継続的な人的・資本的投資を要するものであり、併せて基幹システムの刷新を含む大規模な IT 投資が今後数年間にわたり必要となる見通しです。こうした中長期的事業基盤を構築していくことが、重要な経営課題となっております。

このような状況の下、当社は、提案者から、2026 年 4 月 3 日に受領した本提案書において、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引後における具体的な経営施策として、(ア)既存ビジネスの収益力強化、(イ)新規領域への投資、(ウ)業務提携の拡大、の三つの柱に整理される施策の提案を受領しております。

当社としては、これらの施策はいずれも、当社が直面する上記経営課題に直接的に対応するものであり、当社の中長期的な企業価値の向上のために積極的に推進していくべき施策であると認識しております。他方で、これらの施策を当社単独でかつ上場会社という現在の枠組みのもとで、業界再編・大型化を進める競合大手と同水準のスピード感及び実行力をもって推進することは、人材・知見・資本・意思決定スピードの各観点から容易ではないと考えております。この点、提案者の一社である丸の内キャピタルは、これまで多数の上場企業の非公開化案件及び事業会社に対する経営支援において豊富な知見・実績を有しており、当社といたしましても、過去の投資先における経営支援の実績、特に小売・流通分野における事業成長支援の事例につ

いて確認を行った結果、その経営支援機能、資金調達力、M&A実行支援機能等に加え、丸の内キャピタルの完全親会社である三菱商事株式会社（以下「三菱商事」といいます。）及びそのグループ会社（以下「三菱商事グループ」といいます。）が有する業界横断的なネットワーク及び事業基盤を活用することは、上記施策の実現可能性及びスピードを大きく高めるものと評価しております。また、当社の代表取締役社長CEOである富山氏は、当社の事業内容及び経営課題を熟知しており、本取引後も継続して当社の経営にあたることに加え、本取引後の当社の資本構成においてトミーコーポレーションを通じて自ら資金的なコミットメントを行うことを予定しているところ、当社は、提案者が三菱商事グループの有するネットワーク及び事業基盤を活用しつつ当社の経営にあたることは、所有と経営の一致を実現し、上記の各施策の実行力を高める点において、合理性を有するものと判断しております。

他方、上記の経営施策は、店舗ポートフォリオの戦略的再構築（既存店舗の見直しを含む。）、業務プロセス及び本部機能の抜本的再編、基幹システム刷新を含む大型のIT投資、人材・組織の高度化に向けた先行投資、新規領域（EZOCA経済圏の拡大、スーパーアプリ化、地域通貨構想等）への継続的な投資等を伴うものであり、その効果が当社グループの業績に顕在化するまでには、相応の期間及び先行的な費用負担を要することが見込まれます。すなわち、当社が上場を維持したままこれらの施策を実行に移した場合、店舗構造改革に伴う減損損失等の発生、IT投資に係る減価償却負担の増加、先行的な人件費の発生、新規領域への継続投資負担等により、短期的には当社グループの業績が一時的に悪化する可能性を否定できず、また、これらの結果として、当社の株主の皆様に対し、株価の下落、配当の減少又は無配化等の形で、多大な悪影響を与えてしまう可能性があるものと考えております。

このような状況下において、当社としては、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社株式を非公開化し、所有と経営を一致させた上で、(a)短期的な株式市場からの評価から距離を置き、中長期的な視点から経営判断を行うことができる経営環境を構築すること、(b)富山氏を含む現経営陣と丸の内キャピタル及び三菱商事グループが一体となって、上記経営施策を機動的かつ抜本的に推進することができる体制を整備すること、(c)適切なコーポレートガバナンス体制を維持しつつも、上場維持に係る各種コスト（コーポレートガバナンス対応、金融商品取引法上の開示及び監査対応、IR対応、株主対応等）に振り向けてきた経営資源を、当社の経営課題の解決及び事業の成長に振り向けること、を実現することが、当社の企業価値の向上のために最適な選択肢であると判断するに至りました。

なお、当社株式の非公開化を行った場合には、(a)資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達手段が制約されること、(b)上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力及び知名度に影響が生じる可能性があること、(c)これらに伴い、人材確保並びに取引先の拡大及び既存取引先との関係性に影響を及ぼす可能性が考えられること、といったデメリットが一般的に指摘されます。

しかしながら、これらのデメリットについては、(a)については、当社の現在の財務状況及び本事業計画（下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」で定義します。以下同じです。）上想定される資金需要を踏まえれば、当面の間、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の必要性は限定的であると考えられること、また、必要が生じた場合においても、丸の内キャピタル及びこれらの関係者が有する金融機関とのリレーション並びに多様な資金調達手段の活用により、当社の事業運営に必要な資金を確保することは十分に可能であると見込まれること、(b)及び(c)については、当社が長年にわたり北海道において培ってきた「サツドラ」のブランド及び地域に密着した事業基盤、北海道内において確立された市場ポジション、長年にわたり構築してきた主要取引先との安定的な関係に加え、本取引後も「ドラッグストアビジネスから地域コネクティッドビジネスへ」のミッションに基づく地域社会への貢献を継続すること、及び、本取引後は、丸の内キャピタル及び三菱商事グループとの連携を通じて事業基盤の強化が見込まれることにより、当社としては、上場廃止が当社の社会的信用力、人材確保及び取引先関係に与える影響

は限定的なものに留まると考えられることを踏まえれば、いずれも限定的であると評価しております。加えて、本取引により、コーポレートガバナンス・コード等への対応のため継続的に増加してきた上場維持関連費用、金融商品取引法上の開示及び監査対応に係るリソース及び費用、IR 関連費用等の株主対応に関する経営資源を、当社の経営課題の解決及び事業の成長に振り向けることが可能となれば、長期的な視点での企業価値の向上にも資するものと考えております。また、大株主の異動による影響について検討した結果、トミーコーポレーションは富山氏及びその親族の資産管理会社であり、当社の事業運営との業務提携関係又は重要な取引関係を有しているわけではないため、本取引に伴う大株主の異動によって当社グループの事業に重要な悪影響を及ぼすことは見込まれないものと考えております。同様に、当社は、本取引の結果、実質的に三菱商事の投資会社である丸の内キャピタルの傘下に入ることとなりますが、丸の内キャピタルは三菱商事とは独立したファンド運営を行っているため、本取引により当社の既存の取引先との関係に影響が生じることは想定されず、丸の内キャピタルの傘下に入ることに伴う特段のデメリットは生じないと考えております。したがって、当社取締役会は、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回るものと判断いたしました。

なお、当社は 2026 年 3 月 19 日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2026 年 5 月期通期の連結業績予想の下方修正を行っております。当該下方修正は、ドラッグストア業界における競争環境の激化やインバウンド需要の下振れ等により客数が想定を下回ったことに加え、売上総利益率の改善施策が想定どおりの効果を発現しなかったこと等を要因とするものであり、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではありません。

以上を踏まえ、当社取締役会は、提案者が企図する上記施策の内容は合理的なものであり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法による当社株式の非公開化を含む本取引の実施は、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、当社の株主の皆様利益にも合致するものであると判断するに至りました。

さらに、当社は、以下の点等を踏まえると、本公開買付価格（1,220 円）は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

(a) 本公開買付価格（1,220 円）は、当社株式の上場来の終値最高値である 975 円（2024 年 3 月 19 日）のみならず上場来の中最高値である 985 円（2024 年 3 月 19 日）を上回り、また、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の「(ii) 算定の概要」に記載されているプルータス・コンサルティングによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果の上限を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内に入る価格であること

(b) 本公開買付価格（1,220 円）が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2026 年 6 月 18 日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日の終値 837 円に対して 45.76%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 828 円に対して 47.34%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 848 円に対して 43.87%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 848 円に対して 43.87%のプレミアムが加算されたものであり、かかるプレミアム水準は、他社の類似取引事例（注 3）におけるプレミアム率の平均値及び中央値と比較すると、公表日の前営業日の終値並びに公表日の前営業日までの直近 1 ヶ月間、直近 3 ヶ月間及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム水準を上回っているか又は同等であると認められることにより、本公開買付価格には合理的なプレミアムが付されていると考えられること

(注 3) 経済産業省が「公正な M&A の在り方に関する指針」を公表した 2019 年 6 月 28 日以降、2026 年 4 月 30 日までの間に公表され成立した非公開化を目的とした公開買付け事例（マネジメント・バイアウト（MBO）事例、かつ、案件

公表前のPBRが1倍以上の案件を対象としており、ディスカウント公開買付け案件は除外しております。) 48件におけるプレミアム率について、公表前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間、及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアム率の平均値は、順に37.91%、41.00%、43.32%、43.98%、中央値は、順に37.98%、39.78%、41.67%、42.67%です。

- (c) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータス・コンサルティングが、本公開買付価格(1,220円)が当社の一般株主にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを表明していること
- (d) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を回避するための措置が採られていること等、当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められること
- (e) 上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社と提案者との間で独立当事者間の取引における協議及び交渉と同等の協議及び交渉が複数回行われ、より具体的には、当社において、本特別委員会との協議、プルータス・コンサルティングによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や財務的見地からの助言及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言等を踏まえて、公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた上で決定された価格であること
- (f) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、事前に交渉方針を確認するとともに、適時にその状況の報告を受け、交渉上重要な局面において意見、指示、要請等を行った上で、本公開買付価格について公正性及び妥当性が認められる旨の意見を述べていること

以上より、当社は、2026年6月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

その後、当社は、2026年7月10日に公開買付者から、本公開買付価格を1,220円から1,260円へ変更する予定について伝達を受けたことを踏まえ、本価格変更について慎重に協議及び検討を行いました。当社は、協議及び検討の結果、以下の点を踏まえると、本公開買付価格を1,260円とすることは、当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、引き続き、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (a) 本価格変更は本取引の目的に影響を与えるものではなく、2026年6月19日以降、本取引が当社の企業価値の向上に資するかどうかの判断に重大な影響を与えるような事情も生じていないことから、本価格変更後も本取引は当社の企業価値の向上に資するものであり、その目的は合理的であると考えられること
- (b) 2026年6月19日以降、当社が作成し、株式価値算定の前提とされた本事業計画に変更はなく、本株式価値算定書は引き続き有効であると考えられ、2026年6月19日以降、当社の企業価値に影響を与える重要な状況変化は発生していないため、本取引の公表後も当社の本源的価値に変更はなく、本公開買付価格を1,260円とすることは公正及び妥当であると考えられること
- (c) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の

取得」に記載のとおり、本特別委員会が、本価格変更後の本公開買付価格について公正性及び妥当性が認められる旨の意見を述べていること

以上より、当社は、2026年7月17日付の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定いたしました。なお、かかる当社取締役会決議は、引き続き、公開買付者が本公開買付け及び本株式併合を実施することにより当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

当該取締役会における決議の詳細は下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」をご参照ください。

その後、上記のとおり本公開買付けは成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかったことから、当社に対して、当社の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとするため本株式併合の実施を要請いたしました。これを受け、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、2026年10月6日開催の当社取締役会の決議において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社株式2,487,400株を1株に併合する本株式併合を実施することとし、本株式併合に係る議案を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。本株式併合により、公開買付者及びトミーコーポレーション以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

① 本臨時株主総会基準日公告日	2026年9月8日（火）
② 本臨時株主総会基準日	2026年9月24日（木）
③ 取締役会決議日	2026年10月6日（火）
④ 本臨時株主総会開催日	2026年11月6日（金）（予定）
⑤ 整理銘柄指定日	2026年11月6日（金）（予定）
⑥ 当社株式の最終売買日	2026年11月24日（火）（予定）
⑦ 当社株式の上場廃止日	2026年11月25日（水）（予定）
⑧ 本株式併合の効力発生日	2026年11月27日（金）（予定）

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、2,487,400株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

13,780,257株

（注1）当社は、2026年10月6日開催の当社取締役会において、本株式併合の効力発生日の前日である2026年11月26日付で当社の自己株式456,302株（2026年9月24日時点で当社が所有する自己株式全部に相当）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
13,780,262 株
(注2) 上記(注1)記載の自己株式の消却後の発行済株式総数を記載しております。
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5 株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
20 株
- ⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- (i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及びトミーコーポレーション以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。
本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数(会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2026 年 11 月 25 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。
この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 11 月 26 日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本価格変更後の本公開買付価格と同額である 1,260 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。
- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
テラ株式会社(公開買付者)
- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」といいます。)からの借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及び公開買付者親会社からの出資(以下「本出資」といいます。)により賄うことを予定しているとのことです。
当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2026 年 6 月 22 日に提出した公開買付届出書並びにそれに添付された公開買付者親会社の出資証明書及びあおぞら銀行の融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金確保の方法を確認しております。
また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。
したがって、当社は、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 12 月中旬又は下旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2027 年 1 月上旬又は中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2027 年 3 月上旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 11 月 26 日時点の当社の最終の株主名簿における各株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト (MBO) に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

② 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」の「(i) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、株主の皆様が所有する当社株式の数に本価格変更後の本公開買付け価格と同額である 1,260 円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へに交付することを予定しております。

本価格変更後の本公開買付け価格 (1,260 円) につきましては、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、当社の株主の皆様にとって公正であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、2026 年 6 月 19 日開催の当社取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、また、2026 年 7 月 17 日付の当社取締役会において、かかる意見を維持する旨の決議をした後、本臨時株主総会の招集を決定した 2026 年 10 月 6 日開催の当社取締役会の決議時点に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様へに交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 本公開買付け

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2026 年 6 月 22 日から 2026 年 8 月 3 日まで本公開買付けを行い、その結果、2026 年 8 月 10 日 (本公開買付けの決済の開始日) をもって、当社株式 7,290,251 株 (議決権所有割合 : 52.90%) を所有す

るに至りました。

(ii) 2026 年 5 月期の期末配当予想の修正（無配）

当社は、2026 年 6 月 19 日付で公表いたしました「2026 年 5 月期の期末配当予想の修正（無配）及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」に記載のとおり、同日開催の取締役会において、2026 年 5 月期の期末配当を実施しないことを決議しております。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(iii) 自己株式の消却

当社は、本日付の取締役会において、2026 年 11 月 26 日付で自己株式 456,302 株（2026 年 9 月 24 日時点で当社が所有する自己株式全部に相当）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は 13,780,262 株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、最終的に当社の株主は公開買付者及びトミーコーポレーションのみとなる予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所及び札幌証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。日程といたしましては、2026 年 11 月 6 日から 2026 年 11 月 24 日までの間、整理銘柄に指定された後、2026 年 11 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断したためであります。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社は、本取引が当社の一般株主にとって公正なものであるかについて本特別委員会に諮問し、本特別委員会より本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられることを内容とする本答申書の提出を受けております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は、本公開買付けのいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、公開買付者及び当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付け価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、公開買付者は、トミーコーポレーションが当社株式を 4,974,800 株（議決権所有割合：36.10%）保有している状況で行われる本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する当社の一般株主の利益に資さない可能性があるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施していることから、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに対し、当社株式の株式価値の算定及び本公開買付価格の財務的見地からの公正性についての意見（フェアネス・オピニオン）の表明を依頼し、2026年6月18日付で本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得いたしました。

ブルータス・コンサルティングは、公開買付関連当事者及び当社グループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係るブルータス・コンサルティングに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2026年4月8日開催の第1回特別委員会において、ブルータス・コンサルティングの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

(ii) 算定の概要

ブルータス・コンサルティングは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場及び札幌証券取引所本則市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行いました。

ブルータス・コンサルティングによれば、上記の各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	828 円～848 円
D C F 法	1,070 円～1,450 円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年6月18日を基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の基準日終値837円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値828円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値848円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値848円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を828円から848円までと算定しております。

DCF法では、当社が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2027年5月期から2031年5月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益予測及び投資計画、当社の2026年5月期第4四半期における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値及び株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,070円から1,450円と算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストを採用し、4.7%から5.6%を使用しております。また、継続価値の算定にあたっては倍率法を採用しております。倍率法では、EBITDAの倍率を採用し、業界各社の水準等を踏まえ6.2倍から7.4倍として、継続価値を26,253百万円から31,460百万円と算定しております。また、非事業用資産として、必要運転資金を控除した余剰現預金及び投資有価証券等を加算しております。

ブルータス・コンサルティングがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、ブルータス・コンサルティングがDCF法に用いた本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2029年5月期においては、継続的かつ堅調な売上高の増加に加え、プライベートブランド商品の拡充や仕入改善による荒利率の向上、構造改革施策及びAI活用による人件費の効率化、新規出店の郊外型シフトによる家賃の低減等により、システム関連費等のコスト増加を吸収し、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。また、2028年5月期においては、

2027 年 5 月期に、一部仕入先との取引条件向上に伴い、仕入債務が大きく増加したものの、2028 年 5 月期はその増加幅が縮小したこと等により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでおります。

なお、本事業計画は、本取引の取引条件の妥当性を検討することを目的として、過去の業績や足元の収益状況、北海道の人口動態の変化や足元のインフレ環境、ドラッグストア市場の動向等の当社を取り巻く経営環境を踏まえて、公開買付関連当事者との間で重要な利害関係を有しない当社取締役である小西憲明氏及び従業員で組成されたチームが策定しており、公開買付関連当事者はその作成過程に一切関与していません。また、本事業計画は、その後、本特別委員会における検討を経て承認されております。

また、本事業計画上の財務予測に係る数値は、2025 年 6 月 20 日付で公表した当社の中期経営計画上の数値目標を下回っておりますが、2026 年 3 月 19 日付で公表した「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、ドラッグストア業界における競争激化に伴い既存店の客数が想定を下回ったことや、売上総利益率の改善に向けた各種施策について当初計画に対して想定どおりの効果を発現するに至らなかったこと等を考慮し、足元の収益環境及び当社の業績等を踏まえ、より現状に即した客観的かつ合理的な当該財務予測に基づいて企業価値を算定し、本公開買付価格の妥当性を検討することが適切であると判断いたしました。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、反映していません。

(単位：百万円)

	2027 年 5 月期	2028 年 5 月期	2029 年 5 月期	2030 年 5 月期	2031 年 5 月期
売上高	100,813	102,509	104,684	107,194	110,191
営業利益	1,185	1,524	2,049	2,544	2,799
E B I T D A	2,534	2,874	3,437	3,964	4,269
フリー・キャッシュ・フロー	3,208	1,411	1,701	1,883	1,945

(注 1) プルータス・コンサルティングは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の役職員(但し、公開買付者から独立した者に限ります。)による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。但し、プルータス・コンサルティングは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回のインタビューを行いその内容を分析及び検討しております。また、下記「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見(答申書)の取得」に記載のとおり、本事業計画については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

(iii) 本フェアネス・オピニオンの概要

当社は、2026 年 6 月 18 日付で、プルータス・コンサルティングから、本価格変更前の本公開買付価格である 1 株当たり 1,220 円は当社の一般株主にとって財務的見地から公正であるとする旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております(注 2)。本フェアネス・オピニオンは、本事業計画に基づく当社の株式価値の算定結果等に照らして、本価格変更前の本公

開買付価格である1株当たり1,220円が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルータス・コンサルティングが、当社から、当社グループの事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、プルータス・コンサルティングが必要と認めた範囲内での当社グループの事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルータス・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注2) プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンを作成するにあたって当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに当社から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としております。プルータス・コンサルティングはその正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではありません。したがって、プルータス・コンサルティングはこれらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負いません。

プルータス・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた本事業計画その他の資料は、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。プルータス・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではありません。

プルータス・コンサルティングは、法律、会計又は税務の専門機関ではありません。したがってプルータス・コンサルティングは本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもありません。

プルータス・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。したがって、プルータス・コンサルティングは当社及びその関係会社の支払能力についての評価も行っておりません。

本フェアネス・オピニオンは、当社が本公開買付けに関する意見を表明するに際しての検討に供する目的で、本公開買付けの公正性に関する意見を財務的見地から表明したものです。したがって、本フェアネス・オピニオンは、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではありません。したがって、プルータス・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。

プルータス・コンサルティングは、当社への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有しておりません。したがって、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではありません。

本フェアネス・オピニオンは、本公開買付け価格が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までにプルータス・コンサルティングに供され又はプルータス・コンサルティングが入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものです。今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータス・コンサルティングはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。

本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付関連当事者及び当社グループから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、その後、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及びその過程その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。

なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、第1回特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして承認しております。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の取得

(i) 特別委員会の設置の経緯

当社は、2026年4月3日付の当社取締役会決議に基づき、本取引における当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付関連当事者及び本取引の成否から独立した、保田隆明氏（当社社外取締役、独立役員）、河野宏子氏（当社社外取締役（監査等委員）、独立役員）及び成田眞弘氏（当社社外取締役（監査等委員）、独立役員）の3名によって構成される本特別委員会を設置しました。なお、本特別委員会の構成については、いずれの委員も東京証券取引所及び札幌証券取引所が定める独立役員であること、保田隆明氏については、大学教授として財務戦略及びコーポレートガバナンス分野の見識があること、河野宏子氏については、投資会社での業務経験の他、複数の上場企業での社外取締役としての経験があること、成田眞弘氏については、当社における常勤の監査等委員である取締役であり、また他社における常勤監査役としての経験から監査機能の強化及びガバナンス体制の構築及び適正化の経験を有していることを考慮し、本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ、本特別委員会の開催の機動性及び意見の集約を円滑に図るため、適正な規模をもって構成する観点から、上記の3名を選定いたしました。本特別委員会については、選任から2026年6月19日に至るまで、委員の構成に変更がなく、本特別委員会の委員の互選により、保田隆明氏が本特別委員会の委員長に就任しております。また、各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定の報酬を支払うものとしております。

そして、当社は、上記取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(a) 本取引の目的は正当性・合理性を有するか（本取引が当社の企業価値向上に資するかどうかという点を含む。）、(b) 本取引の条件の公正性・妥当性が確保されているか（買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）、(c) 本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているか、(d) 上記(a)から(c)を踏まえて、本取引は当社の一般株主にとって公正であると考えられるか、(e) 当社取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非（以下、(a)乃至(e)を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社取締役会に提出することを委嘱しました。

また、当社は、上記取締役会決議において、当社取締役会における本取引に関する意思決定については、本特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、当社取締役会は、当該取引条件による本取引に賛同しないものとする旨を決議しております。併せて、当社は、(i) 本諮問事項の検討にあたって、特別委員会が必要と認める場合には、当社のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家（以下「アドバイザー等」と総称します。）を選任する（その場合の合理的な費用は当社が負担する。）、又は、当社のアドバイザーを承認（事後承認を含む。）する権限、(ii) 本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのアドバイザー等を選任する権限（な

お、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができる」と判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとする。また、本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は当社の負担とする。）、(iii)当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、及び(iv)本特別委員会が必要と認める場合には、提案者との間で本取引の取引条件等の協議及び交渉を行う権限を付与することを決議しております。これを受けて、2026年4月8日に開催された第1回特別委員会において、当社が選任するアドバイザー等について、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてブルータス・コンサルティングをそれぞれ選任することを承認いたしました。

(ii) 特別委員会における検討の経緯

本特別委員会は、2026年4月8日から2026年6月18日までに、合計11回開催したほか、各会日間においても電磁的方法によりメッセージを送受信する情報通信システム等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社から、当社の事業内容・業績推移、主要な経営課題、本取引により当社の事業に対して想定されるメリット・デメリット、本取引の条件の検討の際に基礎とされる本事業計画の策定手続等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、2026年4月15日付で提案者に対して、本取引及び本取引後の経営方針等に関して書面による質問事項を送付し、4月24日付で書面による回答を受領し、4月30日開催の本特別委員会において、提案者から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、当社事業に関する評価、本取引の諸条件、本取引後の経営方針等について説明を受け、これらに対する質疑応答を行いました。さらに、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングによる当社株式の価値算定の前提となる当社が作成した本事業計画について、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等について当社から説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、その合理性を確認し、承認をしております。上記「① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、ブルータス・コンサルティングは、本事業計画を前提として当社株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、ブルータス・コンサルティングから、当社株式の株式価値の算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件に関する説明を受け、その算定過程に関して質疑応答を行った上で、当該算定結果の合理性について検討いたしました。以上の検討に際して、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、特別委員会の意義・役割等を含む本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について助言を受けております。

そして、本特別委員会は、当社及びブルータス・コンサルティングから、提案者の提案内容や協議・交渉の状況等につき適時に報告を受けた上で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及びブルータス・コンサルティングから聴取した意見も踏まえて審議・検討するとともに、適宜意見を述べ、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格の最終的な合意に至るまで、交渉方針や提案内容に対する回答書を協議・承認し、当社に対して指示・要請を行うなどして、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

その後、本特別委員会は、2026年7月10日に、公開買付者より本価格変更につき当社が伝達を受けたことを受け、同日に特別委員会を開催し、本価格変更について慎重に検討を行ったほか、7月16日付追加答申書の承認に至るまでの間、電磁的方法によりメッセージを送受信する情報通信システム等を通じて報告、情報共有、審議及び意思決定を行いました。

(iii) 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下、本諮問事項について慎重に審議及び検討を重ねた結果、2026年6月18日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、6月18日付答申書を提出し、また、2026年7月16日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、7月16日付追加答申書を提出いたしました。答申の理由を含む本答申書の詳細については、本意見表明プレスリリースの別添1及び別添3をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、6月18日付答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本価格変更前の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は当社の株主の皆様にとって公正であり、本公開買付けは、株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年6月19日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

その後、当社は、上記「1. 株式併合を行う目的及び理由」に記載のとおり、2026年7月17日付の当社取締役会において、本価格変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定しました。

上記のいずれの当社取締役会においても、当社の取締役10名のうち、富山氏を除く9名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員の一致により上記の決議を行っております。

当社の取締役のうち富山氏は、本取引の提案者の一人であること、本取引後において実施することを予定している本吸収合併及び本株式交換を経て、公開買付者親会社の持分を有することにより間接的に当社の持分を有することを予定しているトミーコーポレーションの株主及び代表取締役であること、及び、当社の代表取締役社長CEOであり、本取引後も継続して当社の経営にあたる事が予定されていることから、利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、当社の立場において提案者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、本取引の公正性、透明性及び客観性を担保するために、公開買付関連当事者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、富山氏は、上記「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載のとおり、本取引に関して当社及び当社の一般株主と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する当社取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付関連当事者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。当該検討体制は、公開買付関連当事者である富山氏を除き、全て公開買付関連当事者から独立性の認められる取締役9名（社内取締役3名及び社外取締役6名）及び従業員8名のみで構成することとし、本臨時株主総会の招集を決定した2026年10月6日開催の当社取締役会における決議時点に至るまでかかる取扱いを継続しております。

また、かかる取扱いを含めて、当社の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務（当社に株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成等高い独立性が求められる職務を含みます。）は、アンダーソン・毛利・

友常法律事務所の助言を踏まえており、当該体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、本意見表明プレスリリースの「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本株式併合において、公開買付けに応募しなかった当社の株主の皆様（公開買付者及びトミーコーポレーションを除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法を採用する予定であり、その場合に当該当社の株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該当社の株主の皆様が所有していた当社株式の数に乗じた価格と同一になるよう算定する予定であることから、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付けの最短期間は20営業日であるところ、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日としているとのことです。公開買付期間を法定の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しているとのことです。

⑦ 対抗的買収提案の機会の確保

公開買付者及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。また、上記公開買付期間の設定と併せて、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、間接的なマーケット・チェックを行い、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。なお、本取引においては、積極的なマーケット・チェックが実施されていないものの、当該手法については情報の漏洩等による事業や株価への悪影響のおそれ等が懸念されることに加え、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するために実施された各種措置の内容に鑑みれば、積極的なマーケット・チェックが採用されていないことのみをもって、本公開買付けにおける公正性の担保として不十分であることにはならないと考えております。

4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

5. MBO等に関する事項

(1) 「MBO等に係る遵守事項」の適用

本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当するため、東京証券取引所の有価証券上場規程第441条及び札幌証券取引所の企業行動規範に関する規則第10条に規定される「MBO等に係る遵守事項」が適用されます。

(2) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

2026年10月6日現在、公開買付者は、当社の親会社に該当し、かつ、本株式併合は、当社の株主を公開買付者及びトミーコーポレーションのみとするための取引であるため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2026年8月6日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主等との間で取引を行う場合、一般的な取引条件と同等であるかなど取引内容の妥当性や経済合理性について確認し、支配株主等との取引条件の決定については、当社及び少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することを基本方針としております。

本株式併合を行うに際しても、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付すること

が見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、当社取締役会は、ファイナンシャル・アドバイザーであるプルータス・コンサルティングが作成した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から得られた本株式併合を含む本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点に関する法的助言、本特別委員会から提出された本答申書その他の関連資料を踏まえ、慎重に協議及び検討しており、当社としては、少数株主に不利益を与えることのないように適切な対応を行っており、上記指針に適合しているものと判断しております。

(3) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(4) 本取引が一般株主にとって公正なものであることに関する、特別委員会から入手した意見の概要

当社は、2026年6月18日付及び2026年7月16日付で、本特別委員会より、本取引は当社の一般株主にとって公正なものであると考えられることを内容とする6月18日付答申書、7月16日付追加答申書の提出を受けております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの意見（答申書）の取得」、本意見表明プレスリリースの別添1及び別添3をご参照ください。なお、本答申書は、本株式併合に係る取引を含む本取引に関するものであることから、本株式併合に係る取引を行うに際しては、本特別委員会からの意見を改めて取得しておりません。

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなることによるものです。

2. 廃止の予定日

2026年11月27日（金）（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「III. 定款の一部変更について」に記載する議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

III. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

- (1) 本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株主についての権利）の全文を削除して、これらの変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びトミーコーポレーションのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款

第12条（基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。なお、当該定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生予定日である2026年11月27日に効力が発生するものといたします。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>56,904,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20株</u> とする。
第7条（条文省略）	第7条（現行どおり）
（単元株式数） 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	（削除）
（単元未満株主についての権利） 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利 （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利	（削除）
第10条～第11条（条文省略）	第8条～第9条（現行どおり）
（基準日） 第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年5月15日</u> とする。	（削除）
第13条～第14条（条文省略）	第10条～第11条（現行どおり）
（電子提供措置等） 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	（削除）
第16条～第42条（条文省略）	第12条～第38条（現行どおり）

3. 定款変更の日程

2026年11月27日（金）（予定）

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件といたします。

以 上